

A2 診療所の収入の大部分は非課税です。

一般的に診療所の収入は「社会保険診療収入」と「自由診療収入」に分類できます。社会保険診療収入については、消費税は非課税です。自由診療収入については大部分が課税となりますが、自賠責収入や労災保険収入などの一部は非課税です。

また、診療所の収入の大半を「非課税収入」が占めることから、課税売上高が1,000万円を超えるケースというのは主に病院となり、診療所が課税事業者になっているケースは多くありません。診療所で課税事業者となっても多くが簡易課税の申告方法を採用しています。